

令和5年7月13日

高山交通圏タクシー準特定地域協議会長

第8回高山交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

標記につきまして、高山交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第8条3項の規定(会長は協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。)に基づき、開催案内を公表します。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、8月2日(水)までに、別紙参加申込書をFAXにて送付下さい。

記

1. 日 時 令和5年9月1日(金) 13:30~15:30
2. 場 所 高山市民文化会館 2-3会議室
(高山市昭和町1丁目188-1)
3. 議事等(予定)
 - (1) 高山交通圏タクシー準特定地域計画について
 - (2) その他

【問い合わせ先】高山交通圏タクシー準特定地域協議会
事務局 岐阜県タクシー協会 : 黒田
TEL: 058-279-3728
FAX: 058-279-3677

別紙

「高山交通圏タクシー準特定地域協議会加入申込書」

【送信先】

構成員としての加入申込については、8月2日(水)までにFAXで送付下さいますようお願いいたします。

高山交通圏タクシー準特定地域協議会
事務局 岐阜県タクシー協会 黒田 行き
TEL：058-279-3728
FAX：058-279-3677

高山交通圏タクシー準特定地域協議会への加入を申し出します。

高山交通圏タクシー準特定地域協議会への参加の有無

(・有 ・無)

(ご本人)

機関・団体名等

住 所

(ふ り が な)

役職 ・ 氏名

(記入者名)

所属・職名等

所属・役職名

(ふ り が な)

氏 名

連 絡 先